

身元保証書

北海道トリマー学園 御中

年 月 日

住 所：

氏 名：

⑩

(生徒との続柄等：)

電話番号：

北海道トリマー学園（以下「甲」という。）と上記身元保証人（以下「乙」という。）は、甲に入学する生徒_____（以下「丙」という。）の身元保証について、以下のとおり合意し（以下「本合意」という。）、乙は甲に対し本身元保証書を提出する。

身元保証人の資格を有するのは、丙が未成年者の場合は丙の親権者のみ、丙が成年者の場合は丙の3親等内の親族である成年者又は独立の生計を営む成年者である。

第1条（身元保証）

乙は、丙が、甲に対する授業料債務を滞納し、又は、故意若しくは過失によって甲に損害を与えたときは、極度額30万円の範囲内で、丙と連帯して、授業料債務又は甲に生じた損害を賠償する責任を負う。

第2条（通知義務）

甲は、丙の在学中の言動に不適切な事実があつて、このために乙に前条の責任を生じさせるおそれがあることを甲が知ったときは、遅滞なくこれを乙に通知しなければならない。

第3条（解除権）

乙は、前条の通知を受けたとき又は前条に該当することを知ったときは、将来に向かって本合意を解除することができる。

第4条（合意期間）

- 1 本合意の存続期間は、本合意締結の日から1年間とする。
- 2 甲及び乙は、丙が甲に在学している間、本合意を更新することができる。
ただし、更新後の合意期間は、更新の時から1年を超えることができない。

第5条（その他）

- 1 乙は、丙に対し、甲の秩序その他諸規程を遵守させ、知識・技術の習得に励ませる。
- 2 乙は、丙が身分異動（休学、復学、退学等）の願い出をする際に所定の書類に連署する。
- 3 丙に連絡がつかない場合には、乙が連絡の窓口となる。
- 4 乙において身元保証人を変更する場合又は乙の連絡先（住所・電話番号）に変更があった場合は、乙は、所定の手続により速やかに甲に届け出る。